

王寺町後援名義使用基準（内規）

王寺町後援名義使用について、下記内容に基づき王寺町に諮り決定するものとする。

（主催者）

- 1, 主催者が、いずれかに該当するものであること。
 - （1）国または地方公共団体、その他の公共団体、若しくは国及び公共団体に属する公益法人
 - （2）国及び都道府県の補助団体
 - （3）王寺町の補助団体
 - （4）報道機関が主催する公益事業
 - （5）国及び県、郡、郡町村会がすでに後援決定している主催者
 - （6）王寺町教育委員会が後援決定している主催者
 - （7）王寺町長が特に認めるもの

（事業の内容）

- 2, 事業の内容が、次の各項を満たすものであること。
 - （1）その目的が明らかに住民の社会福祉の向上に寄与するもので、公益性のあるもの
 - （2）王寺町の行政運営に関する一般方針に反しないもの
 - （3）政治的な主義、主張または特定の宗教の色彩をもたないもの
 - （4）対象者が王寺町全域あるいは広域にわたるもの

（事業計画及び予算等）

- 3, 事業計画及び予算が確立しており、王寺町に費用負担を求めるものでないこと。その他、次の項目を満たすものであること。
 - （1）入場料その他の費用負担が実費を超える等不当に高くないもの。
 - （2）入場者の安全管理と会場周辺の交通整理、駐車対策等に十分配慮されていること。
 - （3）衛生管理等について十分な配慮がされていること。
- 4, 上記の基準を満たすものであっても、前回承認の条件を履行しなかったものについては、原則として承認しないものとする。